

7 事務組織

[現状の説明] (「評価の視点」7-1 から 7-5)

(適切な事務組織の整備)

7-1 法科大学院の管理運営及び教育研究活動の支援を行うため、法科大学院の設置形態及び規模等に応じた適切な事務組織の整備及び職員配置が行われているか (「大学院」第 35 条)。

本学法科大学院の設置形態は、法学部、大学院法学研究科とは別に、本学唯一の専門職大学院として大学院法務研究科法務専攻に専門職学位課程を置くものであり、横浜キャンパス内の独立した教育・研究棟である 24 号館 (法科大学院棟) に開設されている。授業形態は昼間部 (授業時間 8:50~17:50) のみであり、入学定員 35 名 (2013 年度からは 25 名)、収容定員 105 名 (2013 年度は 95 名)、専任教員数 15 名 (実務家教員 4 名) の規模である。

事務組織としての支援は、1 号館 (大学の主要な事務部局が集中する棟) にある学修進路支援部第一部 (教務) 学部大学院課に配属された法務研究科担当 2 名 (主・副担当) の専任職員が、研究科委員会運営補助、予算執行、履修・成績管理業務を専属的に行い、その補助作業のため派遣職員を 1 名配置している。これとは別に、法務研究科委員長の秘書業務を担当する派遣職員 (法学部長秘書と兼務) を 1 名配置している。また、法科大学院棟内には、教員の授業実施、学生指導等の支援を中心に行うため、事務室・講師控室に 1 名の契約職員を配置、本学法務研究科の特色である授業支援 e-Learning システムのコンテンツ作成などの管理業務を行うため、e-Learning 管理室に 1 名の派遣職員 (IT 専門) を配置しており、以上の職員については、学部大学院課長が統括責任を負う体制となっている。さらに図書室管理・運営のため、法務研究科図書室に延べ 5 名の業務委託職員をシフト勤務で配置している。

(事務組織と教学組織との関係)

7-2 管理運営及び教育研究活動の支援において、事務組織と教学組織との間で有機的な連携が図られているか。

事務組織と教学組織との間での有機的な連携については、意思決定機関である法務研究科委員会運営への事務担当者 (学部大学院課の法務研究科担当専任職員 2 名) の参画により図られている。法務研究科委員会及び運営委員会の運営準備には事務担当者があたり、審議資料や参考資料の作成を行う。両委員会には常時出席し、研究科委員会議事録をとり、必要に応じ補足説明をするとともに、求めに応じ意見を述べる。また、日常的業務としての授業実施に関する事項 (時間割の編成、教室の使用調整、履修要覧・シラバスの依頼・作成、履修管理等)のほか、学生や学外諸機関との連絡・調整につき、委員長、運営委員、各教員と電話・電子メール等の連絡により迅速な業務処理を図っている。さらに、学生の成績分析・傾向等の調査を事務担当者が適宜行い、研究科へ情報を提供するなどの支援を行っている。

(事務組織の役割)

7-3 法科大学院の中・長期的充実を支えるために、事務組織としての企画・立案機能は適切に発揮されているか。

前回の認証評価以降の事務組織による企画・立案として、学部では廃止することとなった日本学生支援機構の予約採用奨学金制度の維持を事務局から提案し、法務研究科が受け入れたこと、また、シラバス記載事項のチェック体制の整備を事務局の主導で行い、法務研究科を含む全学で確立したことが挙げられる。

(事務組織の機能強化のための取組み)

7-4 管理運営及び教育研究活動の十全な遂行のため、職員に求められる能力の継続的な啓発・向上に努めているか。

本学では、管理運営及び教育研究活動の十全な遂行のため、職員の能力を向上させる施策として、組織力・競争力、個人の資質・能力の開発・強化、組織目的に合った研修制度を体系化し、人事部主催で新人研修、経験年数別研修、管理職登用時研修、管理職研修など、目的別に計画されたカリキュラム内容で実施している。法務研究科事務担当者もこれらの研修会への参加が義務づけられている。また、他団体主催の研修会への出席や、業務に密着した部署毎の研修会を開催し、能力の啓発・向上に努めている。なお、現在のところ法務研究科に特化した形

での研修等はなされていない。

(特色ある取組み)

7-5 法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るために、特色ある取組みを行っているか。

法務研究科事務担当者が所属する学部大学院課は、全学の学部及び大学院の管理運営に関する所管部署である。法務研究科事務担当者は、学部大学院課の組織性を生かし、法学系の学部・大学院間の情報共有と効率的な業務処理を目的として、「法学系学部・大学院協議会」(法学部教員と法務研究科教員との連携・協力のための連絡協議組織)に、法学部担当、大学院法務研究科担当の事務職員とともに出席し、情報の共有化、議事録・資料の協同作成等を行っている。

[点検・評価(長所と問題点)](「評価の視点」7-1 から 7-5)

事務組織は、法科大学院の独立した事務組織ではなく、大学全体の学修支援業務を担当する部署である学部大学院課に所属する2名の専任職員と契約職員、派遣職員、業務委託職員という職種の複合する形態での支援となっているが、定期試験など要員が必要な際には他研究科を担当する同課の専任職員によるサポート体制が整えられており、管理運営の支援は適切に処理されている。

ただし、教育研究支援においては、1号館に常駐する専任職員と主に24号館内で勤務するそれ以外の職員(契約、派遣、委託)との情報のより一層の有効的共有化が課題であるが、2012年11月より専任職員が1名増員され、これにより専任職員1名が週に3日、24号館事務室内で勤務する体制となったため、課題克服へ向けて一定の取組みがなされた。また、入学試験担当部署や学生生活支援部署との組織的連携体制が整っておらず、その都度の事案処理となっている。

事務組織と教学組織の連携については、研究科委員会及び運営委員会への事務担当者の出席は、事務組織と教学組織との迅速かつ的確な意思疎通を図る有効な手段となっていること、また審議資料や参考資料の作成を行うことにより研究科の管理運営及び研究活動に必要な情報が適宜事務に伝わる点など評価できる。

ただし、7-1に関して述べたとおり、職員構成において研究科委員会運営補助に直接携わる専任職員とそれ以外の職員(契約、派遣、委託)との情報共有の方法など課題は多い。また、人事異動による担当者交代時の業務引継方法が策定されていないことは問題である。

企画・立案機能については、日常的な事項に関する企画・立案は学部大学院課が、教育・研究の視点に立った将来構想等の企画・立案については、教学評議会・大学院委員会の運営を通して学長室が、そして、法人全体の基本方針の策定、法人の中長期経営計画の策定、それに関連する事業計画の企画・立案については、常務理事会・事務局長支援を通して経営政策課が担うという役割分担になっている。しかし、2004年度開設からこの間に行われた事項の多くは事務組織としての企画・立案によるものではない。法務研究科の運営補助を学部大学院課が担当していることから、研究科委員会の検討・立案に必要な支援が法務研究科事務担当者によって行われてはいるが、事務組織の企画・立案機能が適切に発揮されているとは言い難い。

また、全学的に他学部・研究科における同種事案の取扱いとの平衡を図ることが優先される傾向も少なからず存し、独自の企画・立案の実行過程において専門職大学院固有の課題が学内で十分に理解されず、全学的平準化を求められる場合があることも否定できない。

事務組織の機能強化の取組みとしての職員への研修制度については、計画的な研修制度が設けられたことは評価に値する。今後は法科大学院に特化した形での研修を計画すべきであるが、その具体的な内容等の検討には至っていない。

特色ある取組みとして、現状の取組みのところで述べたとおり、事務担当者を重層的に配置することにより、事務組織内の情報の共有化はもちろん、関係学部・研究科との連携や役割分担を適切に行うことができる。ただし、主・副担当という位置づけから、大学業務の繁忙期において主に担当している研究科、学部の業務量増大に伴い、相互の協働面に強弱が発生することがある。

[将来への取組み・まとめ](「評価の視点」7-1 から 7-5)

事務組織については、学生募集から始まる入学試験業務や直接的な学生生活支援までを含ん

だ管理運営、支援体制強化が必要であり、法務研究科支援業務の一本化・体系化を図るため、中・長期的には事務課独立を視野に入れての検討が必要である。

事務組織と教学組織との間の有機的連携は概ね支障がないレベルで保たれているが、今後は事務処理のみではなく、開設以来蓄積されてきたデータ類（履修データ、成績データ等）を調査・分析するなど、教学へのフィードバックを積極的に図っていく。

法科大学院の中・長期的計画を支えるための事務組織としての役割は、上述のようにその役割を分担するにとどまっている。このため、事務組織として中・長期的計画の企画・立案が可能となるためには新たな制度設計が必要である。

事務組織の機能強化の取組みについては、専門職大学院法務研究科を担当する職員として自己点検・評価への関わり（事業計画の立案－実施・運営－点検・評価、P D C A）を中心としてO J Tの統合・活性化を図ることも、能力の啓発・向上につながるものと考えられる。また、上記のような研修制度によって職員一人ひとりの資質の向上を図り、総合的な能力を養うとともに、既存の大学院とは異なる専門職大学院としての特色をサポートするために必要な知識・能力の開発に向けての研修制度確立が必要である。

特色ある取組みとして、現在は法学系の大学院、学部間の情報共有や相互の事務処理に重点が置かれているが、今後は学部と大学院の教育研究活動面における緊密な連携の具体的方策を企画・立案する事務組織となる必要がある。このため主・副担当者の業務分担を明確にするとともに、組織研修、個人研修等の強化を行い事務組織としての機能の充実を図る。